

# よい政治 願いを込める 選挙の日

衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査が、12月16日(日)に全国一斉に行われます。大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。



## 衆議院議員 総選挙 12月16日(日)

### 投票時間は 午前7時から午後8時まで

選挙の投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票するときは、入場整理券を切り離して本人のものだけお持ちください。入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などを有権者にお知らせし、投票所での受け付けがスムーズに行われるよう送っているもので、投票用紙の引き換え券ではありません。

万一、入場整理券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### 市内で投票できる人

○日本国民で平成4年12月17日までに生まれた人  
○平成24年9月3日までに、成田市に住民登録をし、引き続き3

カ月以上住んでいる人  
○成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

### 市内で転居した人は

市内で転居した人は、投票所に注意してください。11月19日以降に転居届を出した人は、転居前の投票所で投票することになります。

### 小選挙区選挙と比例代表、 国民審査の投票

今回の選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって衆議院議員が選ばれます。

小選挙区選挙では、成田市は銚子市・香取市などと千葉県第10区に属し、1人の議員を選出します。

比例代表選挙では、千葉県は神奈川県・山梨県と一緒に南関東ブロックに属し、22人の議員を選ぶこととなります。

同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

### 投票日に用事のある人は 期日前投票を

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

### 期間

○衆議院議員総選挙：12月5日(水)

15日(土)の毎日

○最高裁判所裁判官国民審査：12月9日(日)～15日(土)の毎日

時間：午前8時30分～午後8時  
投票できる人：投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

期日前投票所：市役所4階期日前投票所、保健福祉館下総分館(下総支所)1階期日前投票所

### 選挙公報は新聞に折り込みで

立候補者を知っていただくための「選挙公報」は次の新聞の朝刊に折り込まれます。

○朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

これらの新聞を購読していない人や、届かなかった場合は、次の施設に置いてありますので、それを利用するか、市選挙管理委員会に連絡してください。

○市役所1階行政資料室、下総・大栄支所、保健福祉館、公民館(中央・成田・公津・八生・中郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造・下総・大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、成田遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

### 即日開票

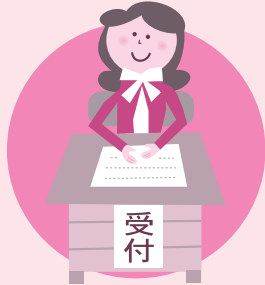
開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。投票日には市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

# 期日前投票手続き

入場整理券を持って期日前投票所へ。

## ①受付

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



## ②投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



## ③投票

記載台で小選挙区選挙には候補者氏名を、比例代表選挙には政党名を、国民審査には辞めさせたい裁判官に×を書いて、投票用紙を直接投票箱に入れます。



入場整理券の裏面に宣誓書を掲載しました  
あらかじめ入場整理券裏面の宣誓書に記入の上期日前投票所に持参するとスムーズに投票することができます。

大栄支所1階期日前投票所  
投票手続きII上図の通り

**病院や老人ホームなどに  
入所中の人は不在者投票を**

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

**障がいのある人は  
郵便等による投票を**

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便等による不在者投票ができます。

**投票できる人**

- 身体障害者手帳を持っている人
- 両下肢・体幹または移動機能の障がいがある1級または2級の人
- 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がいがある1級または3級の人
- 免疫・肝臓の障がいがある1級から3級までの人
- 両下肢などの障がいがある右記の程度に該当することについて知事

が証明した人

② 戦傷病者手帳を持っている人

○ 両下肢または体幹の障がいがある別項症から第2項症までの人

○ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の障がいがある特別項症から第3項症までの人

○ 両下肢などの障がいがある右記の程度に該当することについて知事が証明した人

③ 介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人  
**申請の手続き**  
申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので早めに手続きしてください。

① 申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請します(申請手続きは代理の人で可)

② 後日「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます  
**代理記載制度**

郵便等による不在者投票ができる人で、次の要件に当てはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができます。

① 身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

② 戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人

**一時帰国や海外から転入して  
間もない人も投票を**

在外選挙人名簿に登録されている人は、次のような場合国内で投票することができます。

① 旅行などにより一時帰国している人

② 海外から転入したが、帰国して間もないために、国内の選挙人名簿に登録されていない人  
国内で投票する場合にも「在外選挙人証」の提示が必要です。

投票方法などについては、在外選挙人名簿に登録されている市区町村に問い合わせてください。

**投票所が変更になります**

第1投票区(成田小学校)の投票所が体育館から教室に変更になります。

※くわしくは選挙管理委員会事務局(☎22・11111内線315)へ。